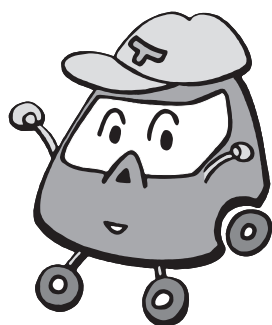


兵ト協ニュース

2012.9 No. **314**
.....



うるこの家 (神戸市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ

- (国土交通) エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について(協力依頼) 1
- 平成24年度整備管理者選任前研修を実施致します 4
- 自動車点検整備推進運動の実施について..... 6
- (厚生労働) セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は労災保険の対象になります 9
- (全ト協) 平成24年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画 13

○ 事務局からのお知らせ

- 交通事故防止緊急特別キャンペーンについて..... 16

○ 陸災防のページ

- 秋の交通労働災害防止運動実施要綱..... 17
- 平成24年度 全国労働衛生週間実施要綱 20
- 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策..... 25
- はい作業主任者技能講習会のご案内..... 32
- フォークリフト運転技能講習会のご案内..... 35

○ 会員だより..... 40

○ 協会日誌..... 42



行政からのお知らせ



国土交通

国自整第65号

平成24年7月13日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について（協力依頼）

今般、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」において、エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について検討を行い、その結果を別添のとおり、公表しました。

つきましては、貴会におかれましても、これを踏まえ、適切かつ確実な点検整備が実施されるよう、貴会傘下会員に対し、周知頂けますようお願いいたします。

別 添

平成24年7月13日

自動車局

エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について

～エンジンオイルは一定の期間又は一定の走行距離ごとに交換が必要です～

国土交通省では、社会的な影響や反響の大きい車両火災等の重大事故について、その発生を防止するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、ユーザーへの効果的な情報提供等に向けて取り組んでいるところです。

今般、車両火災事故の中では、エンジンから出火しているものが最も多いことから、これに着目して分析したところ、エンジンオイルの劣化によって引き起こされることが確認されたため（別紙参照）、夏の行楽シーズン前に、マイカー等の自動車ユーザーに対して、改めて次の対策を講じるよう周知することとしました。

＜注意すべき事例と必要な対策＞

- エンジンオイルの適切なメンテナンスを怠っていると、エンジンオイルの劣化により潤滑不良に至ることでエンジンが破損し、最悪の場合、火災が発生することがあります。
- エンジンオイルは、自動車を長期間使用する場合だけでなく、エンジンが十分温まらない短時間の使用においても劣化が進行するため、トラックやマイカー等自動車のタイプや使用状況に関わらず、量と汚れについて、日常点検（<http://www.tenken-seibi.com/tenken/pdf/sassil.pdf>）を実施しましょう。
- また、エンジンオイルは、一定の期間又は一定の走行距離ごとに交換が必要となりますので、メーカーが車両毎に推奨する交換時期や走行距離を参考に、整備工場等で交換を実施しましょう。

国土交通省は、上記の対策を含め、日本自動車整備振興会連合会や日本自動車連盟等の関係団体に対して、ユーザーに適切かつ確実な点検整備の実施を周知するとともに、今後も自動車点検整備推進運動等のあらゆる機会を捉えて、適切かつ確実な点検整備の励行等の取組みを行って参ります。

〈問い合わせ先〉

国土交通省 自動車局 整備課 中川、鈴木

TEL：03-5253-8111（内線：42412,42426）03-5253-8600（直通）FAX：03-5253-1639

交通安全環境研究所 自動車安全研究領域 伊藤

TEL：0422-41-3213

別 紙

エンジンオイルの劣化による車両火災について

- 自動車メーカーから報告のあった自動車の事故・火災情報を統計的にとりまとめた「事故・火災情報の統計結果について（平成22年）」によると、装置別の火災情報件数が最も多いのは、原動機の163件。
- 原動機から発生する車両火災は、一般的には点検整備の未実施によるエンジンオイルの劣化が多いと考えられる。
- このため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」では、再現実験により車両火災に至ることを確認するとともに、その結果を踏まえ、ユーザーへの注意喚起に係るポイントを取りまとめた。

オイル劣化について

- 最近の自動車を取り巻く状況としては、全ての車種で長期使用化が進んでいることから、トラックやマイカー等の様々なタイプの自動車において、エンジンオイルの劣化について注意が必要になっている。
- また、一般的にエンジンを短時間使用するだけでは、エンジンオイルは劣化しないとは考えられがちであるが、自動車を長期間使用する場合だけでなく、エンジンが十分温まらな

い短時間の使用においてもエンジンオイルの劣化は進行する。

- 最近では、エンジンとモーターを状況等により交互に使用するハイブリッド自動車や、信号待ち等でエンジンを停止させるアイドリングストップ機能を備えた自動車も市場に出てきており、そのようなエンジンの使用においても、エンジンオイルの劣化について注意が必要である。
- こうした背景を踏まえれば、エンジンオイルの劣化による車両火災は、トラックやマイカー等の様々なタイプの自動車や使用状況において発生する可能性があることをユーザーが認識し、点検整備を適切に行うことが重要である。

オイル劣化による車両火災の再現実験

- 再現実験により、車両火災に至ることを確認した

ユーザーへの注意喚起に係るポイント

- 上記を踏まえ、以下のとおりユーザーへの注意喚起に係るポイントをまとめた。
 - ① エンジンオイルの劣化は、自動車を長期間使用する場合だけでなく、エンジンが十分温まらない短時間の使用においても進行するため、トラックやマイカー等の様々なタイプの自動車について、その使用状況に関わらず、エンジンオイルの量と汚れを日常点検によりチェックすることが必要であること。
 - ② エンジンオイルが劣化している状態でエンジンを使い続けていると、最悪の場合、エンジンが焼き付き、火災が発生するおそれがあることから、エンジンオイルは、一定の期間又は一定の走行距離ごとに交換が必要になること。





つづけていこうよ、明日のために…

エコドライブ推進中!

(社)兵庫県トラック協会

神戸運輸監理部兵庫陸運部公示

神兵整公示第3号

平成24年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領(近運達甲第7号、平成15年4月18日制定)に基づき、下記のとおり実施する。

平成24年8月3日

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長

記

1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者(整備士の資格を有さない方)

2. 研修内容

- (1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- (2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
- (3) 点検・整備の方法に関する事項
- (4) 整備管理者の関係法令に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時及び実施場所 下半期(10月～3月)

実施日時	実施場所	定員	申請締切り
平成24年10月11日(木) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成24年10月4日(木)
平成24年11月13日(火) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成24年11月6日(火)
平成24年12月4日(火) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成24年11月27日(火)
平成25年1月10日(木) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成25年1月3日(木)
平成25年2月5日(火) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成25年1月29日(火)

4. 注意事項

- (1) 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- (2) 研修開始30分前より受付を開始します。
- (3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- (4) 予約は、実施日の1月前よりファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- (5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- (6) ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部 兵庫陸運部整備部門

住所：神戸市東灘区魚崎浜町34-2

T E L : 078 (453) 1103 F A X : 078 (431) 8761

整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修
(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

開 催 日：平成 年 月 日()

時 間：13：30～16：30

場 所：1 兵庫県自動車整備会館 (5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館 (2階)

(注) 希望される開催日を記載の上、該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先 (勤務先)

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
2. 申請書は楷書で記入して下さい。
3. 受付は、13：00より始めます。
4. なるべく公共交通機関をご利用ください。
5. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。
6. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

兵庫陸運部整備部門
TEL：078-453-1103
FAX：078-431-8761

近運技整第84号
平成24年8月9日

近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局長

自動車点検整備推進運動の実施について

平素は、国土交通省の交通行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止を含む自動車の不具合による事故件数を減少させることが求められているとともに、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組む必要があります。

このため国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領に基づき、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、本年度も標記の自動車点検整備推進運動を実施することとしましたので、貴会におかれましてもご支援、ご協力頂きますようお願いいたします。

なお、実施細則については、別途通知致します。

別 添

平成24年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

平成24年8月
国土交通省自動車局

第1 目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、十分に定着した移動手段となっている。一方、我が国の交通事故の発生件数は、依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車輪脱落事故や車両火災事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、ホイールの取付状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めることとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係29団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係14団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、平成24年9月1日（土）から10月31日（水）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

第4 重点実施事項

本運動は、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」との連携を図りつつ、広報用ポスター、チラシ等を用いたPR等を行うこととし、特に「自動車点検整備推進運動強化月間」には、下記1.の重点事項を目的とした2.の事項を実施する。

1. 重点項目

- (1) 点検・整備の必要性の啓発（女性、家族、長期使用車両のユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。以下同じ。）の積極的な啓発

2. 実施事項

- (1) 自動車の点検・整備を推進するためのイベント等の実施【主な目的：1.(1)(3)】
 - ① 「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するためのイベントを皮切りに、全国各地において「自動車点検整備推進運動強化月間」関連のイベントを開催する。
 - ② イベントの開催にあたり、ラジオ・雑誌等による広報を行うとともに、マスコミに対しても積極的にPRを行い、マスコミに取り上げられることを通じてイベントに参加しない一般の家庭にもイベントの効果が波及するよう努める。
 - ③ 各イベントにおいては、次回自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、参加者を対象とした全国統一様式のアンケート調査を実施する。
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施【主な目的：1.(1)(2)(3)】
 - ① 協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、家族連れの記憶に残るようなデザインとすることをコンセプトに作成していることを踏まえ、家族連れが参加する週末のイベント等の機会をとらえて積極的に展開するよう努める。
 - ② 国土交通省、協議会及び連絡会の各団体が保有する車両の点検整備の実施を図る。また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、マイカーの点検・整備の励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- (3) 重点点検の実施【主な目的：1.(2)】

運送事業用の大型車について、国土交通省が選定するホイールの取付状態や燃料装置等

の重点箇所に係る点検を実施する。

特に今年度は、広く貸切バス事業者も対象として実施を依頼するとともに、バス事業者に対しては、本年3月に行ったプレス資料「バス火災の防止に向けた対策について」等を活用し、注意喚起する。

(4) 講習や無料点検等の実施【主な目的：1.(1)(3)】

点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例（本年の7月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」等を活用。）及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(5) 出前講座等の実施【主な目的：1.(1)(3)】

協議会などの自動車関係団体の協力を得つつ自動車専門学校等へ赴き、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例（本年の7月に行ったプレス資料「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」等を活用。）及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを説明する出前講座を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、強化月間中であることも踏まえつつ、学科教本の中に記載されている点検整備の必要性和方法について、特に強力で指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

(6) 不正改造車ユーザーへの警告【主な目的：1.(1)(2)】

「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、警告ハガキを送付する。

(7) 黒煙の排出量の多い自動車ユーザーへの点検・整備の啓発【主な目的：1.(2)】

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の一環として設置した「黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すハガキを送付し、点検・整備の重要性を啓発する。

(8) 公用車の点検整備【主な目的：1.(1)】

国土交通省、他省庁、地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況を広く調査するとともに、確実な予算の確保と執行を含め、適切な点検・整備の励行を呼びかける。

(9) 自家用自動車及び事業用自動車等の定期点検整備の推進【主な目的：1.(1)】

前検査を受検した自動車ユーザーについて、定期点検の実施を呼びかけるとともに、ハガキによる定期点検の実施状況調査を拡充する。

また、前検査を行った事業者又は行おうとする事業者等（自家用大型貨物車の使用者を含む。）について、定期点検の実施状況の確認を強化し、定期点検の確実な励行を指示する。

(10) エンジンオイル等の点検整備の推進【主な目的：1.(1)】

エンジンオイルの劣化による車両火災事故やバッテリーの爆発事故等を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開し、適切な点検・整備励行を呼びかける。

セクシュアルハラスメントが原因で 精神障害を発病した場合は 労災保険の対象になります

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害が業務上として労災認定できるかを判断するために、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めています。

認定基準では、発病前のおおむね6か月間に起きた業務による出来事について、強い心理的負荷が認められる場合に、認定要件の一つを満たすとしています。

このリーフレットでは、業務による出来事のうち、セクシュアルハラスメントについての評価方法や、労災請求に関する相談、手続きの方法などを説明します。

精神障害の労災認定要件

以下の①②③の要件を満たす場合、業務上として労災認定されます。

① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること

- 認定基準の対象となる精神障害は、国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）第V章「精神及び行動の障害」に分類される精神障害です（認知症や頭部外傷などによるものは含まれません）。
- 業務に関連して発病する可能性がある精神障害の代表的なものは、「うつ病」や「急性ストレス反応」などです。

② 精神障害の発病前おおむね6か月間に、業務による強い心理的負荷が認められること

- 「業務による強い心理的負荷」とは、客観的に対象疾病を発病させる恐れのある強い心理的負荷のことをいい、業務による出来事とその後の状況が、労働者に強い心理的負荷を与えたといえるかを評価します。
- セクシュアルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが始まり、発病まで継続していたときは、始まった時点からの心理的負荷を評価します。

③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により精神障害を発病したとは認められないこと

- 私的な出来事（離婚または配偶者と別居したなど）や、本人以外の家族・親族の出来事（配偶者や子ども、親または兄弟が死亡したなど）が発病の原因でないといえるか、慎重に判断します。
- 精神障害の既往歴やアルコール依存症などの個体側要因の有無とその内容について確認し、個体側要因がある場合には、それが発病の原因でないといえるか、慎重に判断します。



「業務による強い心理的負荷」が認められるかどうかの判断は？

発病前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事について、心理的負荷の程度を「強」「中」「弱」の3段階で総合評価します。心理的負荷が「強」と評価される場合、前ページの認定要件の②を満たします。

業務による出来事とその後の状況		心理的負荷 の総合評価
認定基準に示す「特別な出来事」がある場合		
特別な 出来事	● 強姦や、本人の意志を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた	「強」
認定基準に示す「特別な出来事」がない場合		
「心理的負荷の総合評価の視点」※を考慮して心理的負荷の総合評価を行います。 ※「心理的負荷の総合評価の視点」 ・セクシュアルハラスメントの内容、程度等や継続する状況 ・セクシュアルハラスメントを受けた後の会社の対応および内容、改善の状況、職場の人間関係など		
具体例	● 胸や腰などへの身体接触を含むセクシュアルハラスメントであって、 ① 継続して行われた場合 ② 行為は継続していないが、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった、または会社へ相談などをした後に職場の人間関係が悪化した場合 ● 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、 ① 発言の中に人格を否定するようなものを含み、かつ継続してなされた場合 ② 性的な発言が継続してなされ、かつ会社がセクシュアルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合	「強」
具体例	● 胸や腰などへの身体接触を含むセクシュアルハラスメントであっても、行為が継続しておらず、会社が適切かつ迅速に対応し発病前に解決した場合 ● 身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、 ① 発言が継続していない場合 ② 複数回行われたものの、会社が適切かつ迅速に対応し発病前にそれが終了した場合	「中」
具体例	● 「○○ちゃん」などのセクシュアルハラスメントに当たる発言をされた場合 ● 職場内に水着姿の女性のポスターなどを掲示された場合	「弱」

◆ 具体的出来事の心理的負荷の強度が「中」または「弱」程度と評価される場合であっても、出来事の前後に恒常的な長時間外労働（月100時間程度となる時間外労働）が認められる場合や、関連しない出来事（ここではセクシュアルハラスメント以外の出来事）が複数生じた場合などには、総合評価が「強」となることがあります。

労災認定事例

事例①

上司から身体接触を含むセクシュアルハラスメントを継続して受けたことにより、うつ病を発病したとして認定された事例

状況	Aさんは、B社のある支店で経理事務に携わっていたところ、入社後約1年半が経過した頃から、事務室で1人になったときに上司であるC課長に胸やお尻を触られる、抱きつかれるというセクシュアルハラスメントを受けるようになった。Aさんは、会社に相談すると職場に居づらくなるかもしれないと思い、相談せずに仕事を続けていた。 その後もC課長によるセクシュアルハラスメントは約6か月ほど続き、Aさんは耐えきれず本社の相談窓口相談したところ、C課長は他の支店に異動となった。しかし、この相談を契機として他の上司・同僚からいわれもない誹謗中傷を受け、抑うつ気分、不眠などの症状が生じた。そのため精神科を受診したところ、「うつ病」と診断された。
労災認定の判断	①「うつ病」は、認定基準の対象となる精神障害である。 ②上司であるC課長から、胸やお尻を触られる、抱きつかれるというセクシュアルハラスメントを継続して受けていたことが認められ、また、会社の相談窓口への相談後に、他の上司・同僚から誹謗中傷され、職場の人間関係が悪化したことから、心理的負荷「強」の具体例に該当し、総合評価は「強」と判断される。 ③業務以外の心理的負荷、個体側要因はいずれも顕著なものはなかった。
以上から、Aさんは労災認定された。	

事例②

派遣先の社員から身体接触のない性的な発言を長期間にわたって受けたことにより、適応障害を発病したとして認定された事例

状況	派遣労働者のDさんは、E社の工場で製造業務に従事していたところ、同じ職場のF主任から女性の生理現象などの内容を含むセクシュアルハラスメント発言を日常的に受けていた。 Dさんは最初はF主任が冗談で言っているのだと思い、聞き流していたが、その後約1年以上にわたって同様の発言が続いた。そのため、Dさんはセクシュアルハラスメントの被害を受けたことをE社と派遣元のG社の人事担当者にそれぞれ相談し、他の部署への配置換えの希望を伝えた。しかし、E社、G社ともに対応は難しいとしてDさんの希望を認めず、Dさんに対して何ら配慮や対処を行わなかった。 このような状況下、Dさんには吐き気、不眠、食欲不振などの症状が生じ、心療内科を受診したところ「適応障害」と診断された。
労災認定の判断	①「適応障害」は、認定基準の対象となる精神障害である。 ②身体接触は伴わないものの、同じ職場のF主任から性的な発言を継続して受け、また、会社がセクシュアルハラスメントであると把握していたにもかかわらず、何も適切な対応がなされなかったことから、心理的負荷「強」の具体例に該当し、総合評価は「強」と判断される。 ③業務以外の心理的負荷、個体側要因はいずれも顕著なものはなかった。
以上から、Dさんは労災認定された。	

労災請求をするためにはどうすればいい？

まずは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

労災請求の相談をしたいが、

- ・セクシュアルハラスメント行為の詳細を話したくない
- ・セクシュアルハラスメント被害のことを思い出すことは苦痛
- ・請求することになっても窓口にはなるべく足を運びたくない etc…

- 都道府県労働局には、セクシュアルハラスメントによる精神障害の労災請求に関する相談窓口があり、臨床心理士などの資格を持った担当者が相談に応じています。（できるだけ予約をお願いします）
- 保険給付に必要な請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>)
- 保険給付の請求については、郵送で請求書を提出していただいても構いません。
労働基準監督署にお越しいただく場合には、時間、場所などできる限りご希望に沿うよう配慮いたします。

精神障害の労災認定について詳しくは、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載しています。

トップページ「分野別の政策」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞業務上疾病の認定等＞精神障害の労災補償について

都道府県労働局「労災補償課」連絡先一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011 (709) 2311	東京	03 (3512) 1617	滋賀	077 (522) 6630	香川	087 (811) 8921
青森	017 (734) 4115	神奈川	045 (211) 7355	京都	075 (241) 3217	愛媛	089 (935) 5206
岩手	019 (604) 3009	新潟	025 (288) 3506	大阪	06 (6949) 6507	高知	088 (885) 6025
宮城	022 (299) 8843	富山	076 (432) 2739	兵庫	078 (367) 9155	福岡	092 (411) 4799
秋田	018 (883) 4275	石川	076 (265) 4426	奈良	0742 (32) 0207	佐賀	0952 (32) 7193
山形	023 (624) 8227	福井	0776 (22) 2656	和歌山	073 (488) 1153	長崎	095 (801) 0034
福島	024 (536) 4605	山梨	055 (225) 2856	鳥取	0857 (29) 1706	熊本	096 (355) 3183
茨城	029 (224) 6217	長野	026 (223) 0556	島根	0852 (31) 1159	大分	097 (536) 3214
栃木	028 (634) 9118	岐阜	058 (245) 8105	岡山	086 (225) 2019	宮崎	0985 (38) 8837
群馬	027 (210) 5006	静岡	054 (254) 6369	広島	082 (221) 9245	鹿児島	099 (223) 8280
埼玉	048 (600) 6207	愛知	052 (972) 0259	山口	083 (995) 0374	沖縄	098 (868) 3559
千葉	043 (221) 4313	三重	059 (226) 2109	徳島	088 (652) 9144		

※労災請求以外のセクシュアルハラスメントに関する全般的なご質問・ご相談は都道府県労働局「雇用均等室」で受け付けています。

詳細はこちら（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>）

(H24. 7)

平成24年8月23日
(公社) 全日本トラック協会

平成24年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の平成24年秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日（金）から同月30日（日）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

なお、今回の全国交通安全運動については、全ト協が策定した「平成24年下期交通事故防止緊急特別対策」（別紙）における取り組みの一環として、業界を挙げて積極的に参加することとしていたところである。

また、実施にあたっては、全国重点の「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「シートベルトの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

－ 記 －

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 子どもと高齢者の事故防止

子どもと高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行させる。

(2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行者及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯を励行させる。

(3) シートベルトの正しい着用の徹底

運転者を含む全ての乗務員に対し、シートベルトの適正な着用を徹底させる。

(4) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

(5) 追突事故の防止

事業用トラックの事故原因の約半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の

「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。

(6) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」等を活用し、海上コンテナ輸送トレーラのコンテナ固定方法や、石油等の液体を輸送するトレーラの運転特性を再確認し、横転等のトレーラ事故の防止を図る。

(7) 交差点の事故防止

全ト協制作の「交差点での事故を防げ！！」等を活用し、交差点での巻き込み事故等の防止を図る。

(8) 高速道路上における人対車両事故の防止

高速道路上で事故または故障車及びその周辺で佇む人、道路工事の作業従事者等の人対車両事故が多発しているため、漫然運転や脇見運転の防止を徹底させる。

(9) 過労運転の防止

事業者は、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や計画及び乗車割の作成を行うとともに、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底し、過労運転の防止に努める。

(10) 運輸安全マネジメントによる安全意識の高揚

経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(11) 過積載の防止

道路を保全し、大型車両等の安全な通行を確保するため、過積載の防止を徹底させる。

(12) 危険物輸送の安全確保

危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図るとともに、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、取扱方法、通行ルートの確認を徹底するなど、輸送時の慎重な運転を励行させる。

2. 車両の安全性確保

事業者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者は、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」の購読により事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、全従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

平成 24 年下期交通事故防止緊急特別対策

1. 趣旨

事業用トラックの事故は、過去10年余りで大幅な減少傾向にあるが、今年はトラックが第一当事者となる死亡事故件数が昨年を大きく上回る状況にある。

また、高速ツアーバスによる悲惨な事故が社会的な問題となるなかで、大型トラックによる重大事故も相次ぎ、あらためて業界をあげた事故防止対策の徹底が求められている。

このような状況を踏まえ、平成24年下期における交通事故防止のための緊急特別対策として、事業用トラックの約半数を占める追突事故防止をはじめとした各種取り組みを推進する。

2. 重点対策

- (1) 追突事故の防止
- (2) トレーラ事故の防止
- (3) 交差点の事故防止

3. 取り組み内容

- (1) 『トラック追突事故防止マニュアル』を活用したセミナーの開催
- (2) 運輸安全マネジメントに関するセミナーの受講促進
- (3) ドラレコ動画を活用した「WEB版ヒヤリハット集」の制作と提供
- (4) ドラレコ、デジタコ等安全対策機器の普及促進
- (5) 衝突被害軽減ブレーキ等ASV装置の導入促進
- (6) 秋の全国交通安全運動の積極参加
- (7) 正しい運転・明るい輸送運動の積極推進

4. 周知方策

- (1) 機関紙『広報とらつく』を活用した情報提供とPR
- (2) 全ト協および地方ト協のホームページを活用したPR
- (3) TBSラジオ系列「ドライバーズリクエスト」のCMを活用したPR
- (4) 地方ト協機関紙を活用したPR
- (5) 業界紙への啓発広告掲載
- (6) メールマガジン（国交省・安全政策課発行）の購読促進
- (7) その他

事務局からのお知らせ

〈交通事故防止緊急特別キャンペーンについて〉

事業用トラックの事故は、過去10年余りで大幅な減少傾向にあります。今年はトラックが第1当事者となる死亡事故件数が昨年を大きく上回る状況となっています。

また、高速ツアーバスによる悲惨な事故が社会的な問題となる中で、大型トラックによる重大事故も相次ぎ、あらためて業界をあげた事故防止対策の徹底が求められています。

このような状況を踏まえ、平成24年下期事故防止緊急特別キャンペーンを実施し、重点対策として① 追突事故の防止 ② トレーラ事故の防止 ③ 交差点の事故防止の3点に取り組めます。

当協会は、啓発用ポスターの作成、指導用教材の提供、セミナーの開催等を実施してまいりますので、会員各位におかれましては、秋の全国交通安全運動への積極的な参加をはじめ、ドライバーの教育等交通事故防止に全力を挙げて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 目標 追突事故・トレーラ事故・交差点の事故による交通事故を半減させることを目標に取り組めます。
- 2 期間 平成24年9月から同12月までの4ヶ月間
- 3 [取り組む内容]
 - 「トラック追突事故防止マニュアル」の活用
 - 「運輸安全マネジメントの確実な実施」
 - 「ドライブレコーダーの活用」
 - 「ASV装置の導入」
 - 「秋の全国交通安全運動の積極参加」
 - 「正しい運転、明るい輸送運動の積極推進」

なお、ポスター、指導用教材を別に同封していますのでご活用下さい。

その他の教材は、下記からダウンロードできますのでご活用下さい。

http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html

※兵ト協ホームページからもリンクさせていますのでダウンロードできます。

[兵ト協ホームページ](#) → [最新ニュース](#)

[「平成24年下半期交通事故防止緊急特別対策キャンペーンについて」](#)をクリック

秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱

兵庫県労働局
県下各労働基準監督署
協賛

兵庫労働局交通労働災害防止関係機関
国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・
兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会・
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部・神戸新聞社

1 趣旨

兵庫県における平成23年の労働災害による死亡者数は37人で、前年の60人に比べ大幅に減少した。死亡者総数のうち、交通労働災害による死亡者数も10人で前年より4人減少したものの、全体に占める比率は27%と増加した。業種別では、道路貨物運送業が4人、道路旅客運送業、化学工業、土木工事業、その他の建設業、卸売業、その他の事業で各1人となっている。

一方、県内の平成23年の労働災害による死傷者数は4,749人であったが、そのうち交通労働災害によるものは323人で、前年の331人に比べ8人減少した。業種別では、道路貨物運送業が45人、新聞販売業が42人、通信業が39人、道路旅客運送業が36人、社会福祉施設が25人、金融業が20人などとなっている。

以上のように、平成23年の交通労働災害は、死亡者数、死傷者数ともに減少し、平成24年は5月末時点でも、死傷者数は93人で前年同期に比べ24人、20%減少し、死亡者数も1人で前年同期に比べ4人、80%と大幅な減少となっている。

しかしながら、労働災害が急増した平成22年から平成23年は大幅に災害件数は減少したとはいえ、交通労働災害については、幅広い業種で発生している状況で、今後は他の業種でも発生が懸念されることから、引き続き県内において交通労働災害防止対活動を推進し、さらに減少させることが重要な課題となっている。

このため、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を「秋の交通労働災害防止運動」（以下「防止運動」という。）月間と定め、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することとする。

なお、死傷災害の中では、道路貨物運送業と新聞販売業の占める比率が高いことから、道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

2 実施時期

平成24年9月1日から平成24年9月30日まで

3 対象業種

道路貨物運送業と新聞販売業を重点業種として、その他全業種を対象業種とする。

4 目標

交通労働災害の防止

(特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す。)

5 実施事項

(1) 兵庫労働局

- ア 行政・災害防止団体・業界団体等への防止運動推進の文書要請
- イ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場指導時に防止運動を要請
- イ 自動車（道路貨物運送業）監督時に防止運動を周知

(3) 協賛者

- ア 事業場が行う防止運動活動に対する支援
- イ 機関誌等による広報活動

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者、運行管理者等）を選任するとともに管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等）を行う。

(イ) 防止運動として、交通労働災害防止の研修実施

イ 道路貨物運送業

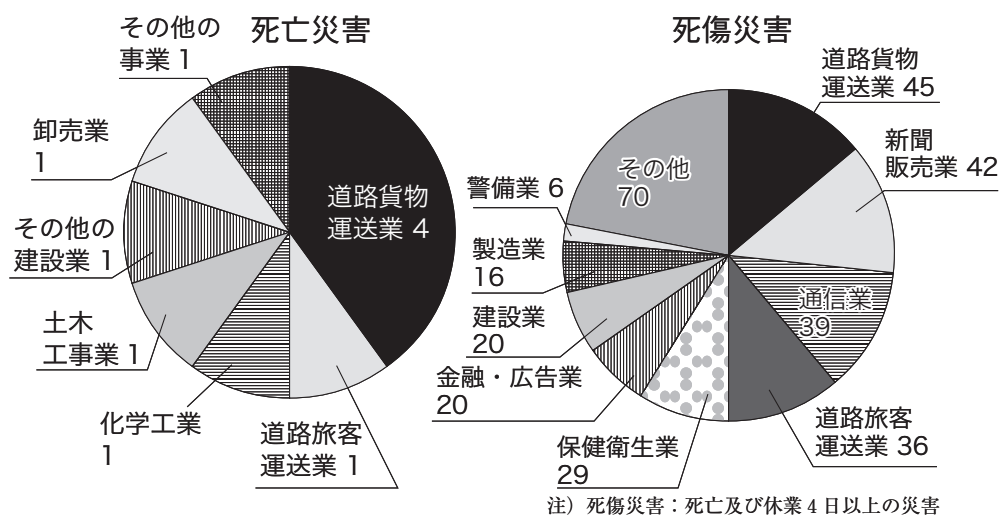
(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

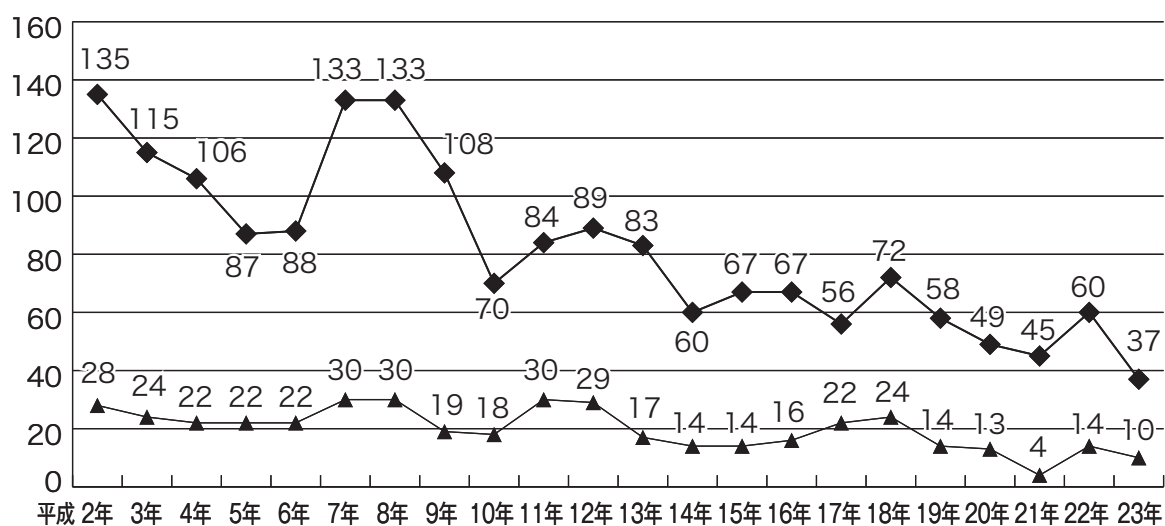
- ① リスクアセスメント（危険有害性の調査）を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

(参考)

兵庫県内の平成 23 年交通労働災害発生状況（単位：人）



兵庫県内死亡災害発生状況（平成 2 年～平成 23 年）（単位：人）



平成24年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第63回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,779人と前年と比べ4%減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成23年は52.7%とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど職場での健康リスクは依然として存在している。

また、我が国の自殺者3万人超のうち約2,700人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。

第11次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目標達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められている。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要である。

このような観点から、今年度は、

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、夏期の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - (ウ) 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッ

- フ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取り組みの実施
 - (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取り組みの実施
- イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用
- ウ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
 - (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - (オ) 現場管理者の職務権限の確立
 - (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- エ 作業環境管理の推進
- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
 - (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
- オ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- カ 健康管理の推進
- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保険指導と

の連携

(エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

キ 労働衛生教育の推進

(ア) 雇人時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

(イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

ク 職場における受動喫煙防止対策の推進

(ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進

(イ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第7次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組みの推進

(ア) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(イ) アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策

(ウ) 離職後の健康管理

コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

(ア) 作業標準の策定

(イ) 作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明確に分かる適切な照度の確保

(ウ) 介護作業等については、適切な介護設備、機器の導入の検討

サ 熱中症予防対策の徹底

(ア) WBGT値（湿球黒球温度）の活用、熱への順化期間の設定、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取等の取組みの推進

(イ) 夏期の電力需給対策を踏まえた節電の範囲内での熱中症予防対策の推進

シ 電離放射線障害防止対策の徹底

ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

タ 化学物質の管理の推進

(ア) 化学物質等安全データシート（SDS）及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用

(イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進

(ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進

(エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底

- (カ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
- (ク) 建設業、製造業における一酸化炭素中毒の防止
- (キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施
- (ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底
- (ケ) 印刷業等における有機溶剤に対するばく露防止対策の徹底
- チ 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
 - (エ) 離職後の健康管理の推進
- ツ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- テ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ト 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進
- ナ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進
- ニ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進
 - (ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 - (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底





きれいな空気を大切に…
アイリングストップ宣言
(社)兵庫県トラック協会

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策

1. 基本的考え方

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）においては、労働者が貨物自動車運転者又は荷役作業者として、所属する事業者による直接的な管理監督の場を離れて、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）自社以外の場所（以下「荷主先等」という。）において、自社単独又は他社の労働者と共同で作業が行われるといった作業形態についての特徴がみられる。

また、荷主等が提供する荷の積卸し現場の作業環境や荷主等が示す発注条件の影響を受けやすいといった特徴もみられる。

このような特徴から、陸運業においては、労働者が荷の積卸し作業や荷締め・シート掛け作業中に荷台や荷から墜落・転落する労働災害が最も多く発生しており、また、荷の取扱運搬作業中の動作の反動や転倒による災害、フォークリフト運転作業における激突、はさまれ災害が目立っている。

このため、陸運業の荷役作業における労働災害防止対策の推進に当たっては、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）の努力だけでは困難な面もあり、荷役作業場等を管理する荷主等が、

(1) 荷役作業場において作業床の設置等安全な作業環境を整備する

(2) 貨物自動車運転者が行う走行や荷役作業に負荷のかからない発注条件を示す

など、陸運事業者が行う安全衛生対策に対して、積極的に関与することが重要である。

ついては、陸運事業者と荷主等が密接な連携協力を図るとともに、これら事業者の関係団体、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」という。）及び労働基準行政が一体となって、陸運業の荷役作業における労働災害防止対策を推進していくこととし、同対策の推進に当たっては、関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びリスク低減措置（以下「リスクアセスメント等」という。）の実施を促進させ、安全な作業環境を整備することにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって陸運事業者が行う荷役作業における安全衛生水準の一層の向上を図ることとする。

2. 対策における関係者別実施事項

陸運事業者、荷主等及び荷主となり得る企業を会員に多く抱える商工会議所、経営者協会等の団体（以下「荷主関係団体」という。）並びに陸災防及び陸運業関係団体においては、次の実施事項を的確に実施すること。

(1) 陸運事業者

陸運事業者においては、別紙1-1「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」について、確実な実施を図ること。また、リスクアセスメント等を実施するように努めるなど、自主的な安全衛生活動を推進し、安全衛生水準の向上を図ること。

(2) 荷主等及び荷主関係団体

荷主等においては、陸運事業者の労働者の安全な荷役作業のため、別紙1-2「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項」を実施すること。また、荷主関係団体においては、荷主等の実施事項について、会員に対して周知すること。

(3) 陸災防及び陸運業関係団体

陸災防は、次の事項を主体的に実施・推進すること。

ア 労働災害防止に関する中・長期的な事業計画の策定

イ 各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進

ウ 安全衛生教育の充実、広報活動の推進

エ 事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助

オ 安全衛生意識の高揚のための諸活動

カ 安全作業マニュアル等の作成・普及

キ 安全パトロールの実施

また、陸運業関係団体は、陸災防が行う上記の事項について連携を図るとともに、陸運事業者が行う安全衛生活動に対する必要な支援を行うこと。

3. 労働基準行政の実施事項

2に掲げた事項について、陸運事業者が的確に労働災害防止対策を実施するよう必要な指導等を行うこと。また、荷主関係団体への必要な協力要請を行いつつ、荷主等が陸運事業者と連携協力して安全な作業環境整備に向けた事項を実施するよう指導を行うこと。さらに陸災防及び陸運業関係団体において、それぞれの役割に応じて適切な措置が実施されるよう必要な指導、要請等を行うこと。

別紙1-1

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するため 事業者が講ずべき措置

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における事業者（以下「陸運事業者」という。）は、荷役作業における労働災害防止を推進する主体として、責任を有するものであるが、大幅な労働災害減少を効果的に進めるため、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）に対して作業環境の整備に

係る協力を要請するなど荷主等と緊密な連携協力を図りながら、「1.基本的事項」に定める事項について必要な措置を講じるとともに、それぞれの荷役作業の種類に応じて「2.荷役作業別の労働災害防止上の重点事項」により具体的な対策を進めることとする。

1. 基本的事項

(1) 安全衛生管理体制の整備等

労働災害の防止は事業者の責務であり、経営トップが率先して事業場における安全衛生方針を表明した上で、効果のある安全衛生管理を行うため、各級管理者の役割、責任、権限を明確にした安全衛生管理体制を整備すること。その際、必要な管理者等の選任や安全衛生委員会など労働者の意見聴取の場の設定といった労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に規定された事項の履行はもとより、陸運業に特有の労働災害防止の観点から、次の事項に留意して行うこと。

ア 必要な管理者等の選任

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者（安衛法第10、11、12、12条の2関係）、交通労働災害防止担当管理者など安全衛生を管理する者を選任すること。

現場の作業の指揮等に必要、はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者等を選任すること（労働安全衛生規則第428、151条の4、420条関係）。

イ 安全衛生管理規程の作成、整備

安全衛生管理体制、各管理者等の職務と権限、労働者の遵守事項等をわかりやすく文書化した「安全衛生管理規程」を作成、整備すること。

ウ リスクアセスメントの実施体制の整備

荷役作業について、作業現場に応じて危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を実施する担当者を定めるなど実施体制を整備すること（安衛法第28条の2関係）。

エ 目標の設定及び計画の作成、実施、評価、改善等

トップが表明する安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定の上、これを達成するため、リスクアセスメント実施結果に基づき、具体的なリスク低減措置等を含む年間安全衛生計画を作成すること。次いで、計画に従って安全衛生対策を実施した上で、その実施状況・効果等について、一定期間ごとに評価し、必要な改善を行うこと。

オ 労働者からの意見聴取

安全衛生委員会等労働者からの意見聴取の場を設ける（安衛法第19条関係）とともに、荷役作業時の労働災害防止及び交通労働災害防止に関する事項を必ず調査審議すること。

(2) 荷主等との連携協力による安全対策の推進

陸運事業者は、荷主等自社以外の場所（以下「荷主先等」という。）での労働災害や複数の事業者の労働者による混在作業における労働災害を防止するため、次の事項に留意して荷主等と連携協力して安全対策を進めること。

なお、元請事業者においては、下請事業者に対して連絡調整事項を伝達するとともに、下請事業者が行う安全衛生教育に対する資料の提供、講師の派遣等必要な支援を行うこと。

ア 荷主等に対して、運送契約時において、荷役作業の有無、運搬方法、作業の分担等の作業条件及び作業場所の環境、作業の留意点等の連絡調整に係る事項について別添1を参考に文書により適切な取決めを行い、その内容を作業員全員に伝達すること。

イ 荷主等に対して、運送の都度、事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等荷役作業の内容を「安全作業連絡書（例）」（別添2）を参考に確認すること。その上で、運転者等に対して、荷役作業の内容等を周知するとともに、必要な安全対策を指示すること。

ウ 荷役作業を行う可能性がある場合には、安全な作業方法の確立について、当該荷主と協議する場を設けるよう荷主に対して働きかけること。特に、死傷災害の多くを占める荷役作業における墜落・転落災害の防止については、高所での作業をできる限り避ける作業方法とともに、作業床、手すり、墜落防止柵の設置等の設備面の対策を荷主等に対して協力を要請すること。

エ 荷主等との連携協力によりリスクアセスメントを実施し、墜落災害防止用の設備面での対策、適切な作業計画、作業手順書の作成等適切なリスク低減措置を講じること。

(3) 適切な作業計画及び作業手順書の作成による安全な荷役作業方法の確立

安全な荷役作業方法を確立するため、作業計画及び作業手順書を次の点に留意して作成すること。

なお、墜落等の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を必ず着用させること。

ア 荷役作業を行う場合には、作業場所の状況、フォークリフト等の荷役運搬機械の使用の有無及び使用する場合の種類と能力、荷の種類と形状、重量等に適応する作業計画を作成し、作業員に周知・徹底すること。なお、荷役運搬機械に係る作業計画を作成するに当たっては下記(4)のリスクアセスメントの結果を踏まえたものとする。

イ 作業計画に基づき、荷役作業の安全の確保に十分配慮した作業手順書を作成し、関係作業員等に周知すること。

ウ 荷主先等での荷役作業における作業計画、作業手順書の作成に当たっては、荷主等との協議の場等を活用するなどにより荷主等と連携すること。

エ 労働者に荷役作業を行わせる場合、労働者の疲労に配慮して十分な休憩時間を確保すること。

なお、事前に予定していない荷役作業を行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画を変更すること。

オ 荷役作業による労働者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備付け又はフォークリフト等の荷役運搬機械の使用に努めること。

- カ 貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。
- (ア) 最大積載量を超えないこと。
 - (イ) 偏荷重が生じないように積載すること。
 - (ウ) 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。
- (4) 機械設備に係る安全性の確保
- ア 適正な方法による機械の使用及び検査等の適正な実施
車両系荷役運搬機械をはじめとする機械設備の使用に当たっては、製造者等から提供される使用上の情報（危険情報）を活用してリスクアセスメントを行い、その結果に基づき適切な危険防止対策を講ずること。また、車両系荷役運搬機械について、法令に定められた適正な方法による作業を行うとともに、定期自主検査、作業開始前点検、修理等を適正に実施すること。
 - イ 荷役作業の墜落防止等設備に係る安全性の確保
作業床、手すり、柵、防網等墜落・転落防止等の設備については、荷主等に協力を要請することにより、適正な構造要件を確保するとともに適宜点検、整備を励行することによりその安全の確保を徹底すること。
 - ウ リース業者等の措置への対応
リース業者が貸与する機械設備については、その点検整備状況について確認すること。
- (5) 安全衛生教育等の推進
- ア 法定の資格等の取得
次の危険な業務等については、安衛法に基づく資格、技能講習の受講が必要であり、これらの資格等を計画的に取得させること。
 - (ア) 最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転業務
 - (イ) 最大荷重 1 トン以上のショベルローダー運転業務
 - (ウ) 最大荷重 1 トン以上のフォークローダー運転業務
 - (エ) 高さ 2 メートル以上のはいはい付け、はいくずし等の作業における作業主任者の職務
 - (オ) つり上げ荷重が 5 トン以上の移動式クレーン運転業務
 - (カ) つり上げ荷重 1 トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務
 - (キ) つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーン運転業務
 - イ 安全衛生教育
安全衛生教育の実施に当たっては、安衛法及び同法第 19 条の 2 第 2 項に基づく能力向上教育に関する指針、同法第 60 条の 2 第 2 項に基づく安全衛生教育に関する指針及び「安全衛生教育推進要綱」（平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号「安全衛生教育の推進について」により示されているもの。）に基づき、次に掲げる教育をはじめとして、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定めるとともに、労働者の職業生活を通じた中長期的な推進計画を整備すること。特に陸運業における労働災害の 8 割は貨物自動車運転者が被災していることから、貨物自動車運転者に対する雇入れ時等安全衛生教育の充実に留意すること。なお、これら教育を事業者のみで行うことが困難な場合は、安全衛生関係団体等が実施する安全衛生教育を計画的に受講させること。
 - (ア) 雇入れ時等の安全衛生教育
 - (イ) フォークリフトの運転の特別教育（最大荷重 1 トン未満）
 - (ウ) 小型移動式クレーンの運転の特別教育（つり上げ荷重 1 トン未満）
 - (エ) フォークリフト運転業務従事者教育
 - (オ) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
 - (カ) 積卸し作業指揮者教育
 - (キ) 危険予知訓練（交通・荷役）
 - (ク) リスクアセスメント教育
 - (ケ) 腰痛予防管理者教育
 - ウ 荷役作業現場の作業責任者に対する教育
荷役作業現場において作業指揮をする責任者に対しては、安全な荷役作業方法について、職長教育に準ずる安全衛生教育を実施すること。
- (6) 腰痛予防対策
陸運業においては、荷役作業において重量物を取り扱う機会が多いこと、また、長時間の車両運転を行うことが多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」（平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号）に基づき、重量物取扱い作業、長時間の車両運転等の作業の作業態様別の対策を講じるとともに、重量物取扱い作業等に常時従事する労働者に対し「腰痛予防のための労働衛生教育」を実施すること。
- (7) 派遣労働者の安全衛生の確保
派遣労働者の安全衛生の確保については、「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」（平成 21 年 3 月 31 日基発第 0331010 号）に基づき、派遣先事業者として派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即して適切に講ずるとともに、それぞれの責任区分に応じた安衛法上の措置を講じる必要性から、派遣元事業者との連絡調整を的確に実施すること。

2. 荷役作業別の労働災害防止上の重点事項

- (1) 人力荷役作業の各作業（荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業）に共通の事項
 - 貨物自動車からの荷の積卸し作業などの人力荷役作業においては、墜落・転落災害が最も多いことから、これによる労働者の危険を防止するため、次の事項を実施すること。
 - ア 平荷台の上での作業や荷の上の移動は可能な限り避け、地上での作業や移動とすること。
 - イ 荷台からの墜落防止のための作業床を設置すること。
平荷台上での作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床等を設置すること。
 - ウ 床面と平荷台、床面と平荷台の周囲に設けた作業床との昇降については、安全に昇降できる設備を設置すること。
 - エ 箱型荷台上で作業を行わせる場合には、背を荷台外側に向けた姿勢で作業を行わせないこと。
また、その姿勢で後ずさりさせないこと。
 - オ 上記イ及びウの措置について、作業が荷主先等で行われる場合には、荷主等に対して協力を要請するなど連携協力の上で講じること。
 - カ 墜落時保護用の保護帽を着用させること。
 - キ 雨天時に荷や荷台上で作業させる場合は、耐滑性のある靴を使用させること。（安全靴の場合、JIS適合品には「F」のマークが表示されている。）
- (2) 人力荷役作業の各作業（荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業）別に特有の事項
 - ア 荷の積卸し作業
 - (ア) 荷主先等において荷主等の労働者と荷の積卸し作業を共同で実施する場合、あらかじめ、作業の役割分担を明確にした上で、作業間の連絡調整を十分に行うこと。
 - (イ) フォークリフト等による荷の積卸しの際に荷や荷台の上で作業を行う場合は、当該フォークリフトの作業範囲に立ち入らないとともに、フォークリフト等の運転者から見える立ち位置を確保すること。
 - (ウ) 荷台のあおりを立てる場合には必ず荷台にロックをかけて固定すること。
 - イ 荷締め作業
 - (ア) 作業時の貨物自動車の逸走を防止するため、車止め等の措置を講じること。
 - (イ) あおりの上に立つ場合には、あおりが荷台に固定されていることを確認すること。
 - (ウ) 荷締め器具の機能について、作業前に点検を行うこと。
 - ウ シート掛け・シート外し作業
 - (ア) 地上で行うこと。地上で行うことができない場合には荷台の周囲に作業床を設け、作業床上で行うこと。
 - (イ) シートが荷やあおりなどに引っ掛かった場合に、無理に引っ張らないようにすること。
- (3) 取扱い運搬作業
 - 荷の取扱い運搬作業においては、「無理な動作」による災害が最も多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」における「重量物取扱い作業」の対策に基づき、自動化省力化、取扱重量、荷姿改善、作業姿勢・動作、取扱時間等に留意する他、特に次の点に着目して、作業負担を軽減すること。
 - ア 荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。
 - イ 床上50cm以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。
 - ウ 荷物の重量が55kgを超える荷は2人以上又は台車により取り扱うこと。
- (4) フォークリフトによる荷役作業
 - フォークリフト作業においては、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、激突、あるいは激突され災害と様々な型の労働災害が発生しており、また、運転者のみならず、周囲の荷役作業者にも被害が及ぶことから、次に掲げる管理面の対策及びフォークリフトを使用する際の対策を講じること。
 - ア 作業を行う前の管理面の対策
 - (ア) 作業計画の作成及び周知
当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わせること（労働安全衛生規則第151条の3関係）。
 - (イ) 作業指揮者の選任
フォークリフトを用いて作業を行うときは、「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」を定め、作業計画に基づき荷役作業の指揮を行わせること。なお、作業指揮者には、平成4年12月11日付け基発第150号「車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する教育について」に基づき、安全教育を実施すること（労働安全衛生規則第151条の4関係）。
 - (ウ) 就業制限等
フォークリフトの能力に応じて、最大荷重1トン以上であれば、運転技能講習を修了した者でなければ運転はできないこと（1トン未満であっても、事業者は特別教育を運転者に実施しなければならない。）（労働安全衛生規則第41条及び第36条関係）。
 - (エ) 点検・定期自主検査の実施
作業開始前点検、定期自主検査（月次、年次）、特定自主検査（年次）を実施すること（労働安全衛生規則第151条の21～24関係）。
 - イ 実際の作業を行う上で不安全状態及び不安全行動を防止する対策
 - (ア) 接触の防止
フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立入禁止を徹底するため、運行経路と歩

道の分離、立入禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講ずること（労働安全衛生規則第151条の7～9関係）。

(イ) 用途外使用の禁止

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷のつり上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならないこと（労働安全衛生規則第151条の14関係）。

(ウ) 作業者の服装等

フォークリフトの運転の際には、作業衣の袖等がレバーに引っかかり不意の動作による労働災害の発生を防止するため、袖口の締まった服を着用するとともに、運転席から身を乗り出す等の行動をしないこと。

別紙 1 - 2

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための 荷主等の実施事項

1. 基本的考え方

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害は、被災者の8割が貨物自動車運転者で、全体の7割が荷役作業時に発生している。荷役作業時の災害では、墜落・転落災害が最も多く、そのうち、7割近くが荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場で発生している。

こうした状況にあって、陸運業における荷役作業時の災害を大幅に減少させるためには、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）が講じる安全衛生対策のみでは十分とは言えず、荷主等が陸運事業者に対して安全な作業環境を設備面で協力することが効果的であり、大変重要である。

このため、荷主等が管理する事業場構内において、陸運事業者に荷役作業を行わせる場合には、次の2に掲げる必要な対策を実施することにより陸運事業場の労働者の安全確保に協力すること。

2. 実施事項

(1) 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場の設置

荷主等の管理する事業場における荷役作業に係る安全確保のための陸運事業者との協議の場を設置し、陸運事業者との間で荷役作業に係る連絡調整が十分に行える体制を整備すること。

(2) 荷役作業の有無、内容、役割分担等の陸運事業者への通知

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」（別添）を活用するなどにより、事前に陸運事業者に通知すること。

また、通知する際には、当該陸運事業者から、作業員や運転者が必要な資格を有すること及び作業指揮者教育（車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育）が実施されていることを確認すること。

(3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策（作業手順及び安全設備）

ア 貨物自動車の荷台等高所での荷役作業を陸運事業者に行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策（安全対策）を実施すること。

イ 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止策、作業床等墜落転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施すること。

ウ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力するとともに、作業手順を遵守していることを作業の立会又は作業場所の巡視により確認すること。

エ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等荷役作業施設の安全化を図ること。

(4) 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策

ア 上記(3)アからエまでの事項を実施すること。

イ 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が行う荷役作業の役割分担を明確に取り決めるとともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにすること。

ウ 作業間の連絡調整は、施設内で計画されている陸運事業者の労働者が関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長及び作業員等に交付する等により、安全な作業を確保すること。

エ 陸運事業者の労働者に対して、荷役作業の現場において、墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など法令に違反しないよう、必要な指導を行うこと。また、当該作業に関し、法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行うこと。

(5) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の事項等

ア 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。

なお、最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は特別教育を受けていることを確認すること。

イ フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性の確認がなされたものを貸与すること。

ウ 作業員が資格等を持っていない場合、必要な資格等を持っている自社の作業員に使用させること。

運送契約時に必要な連絡調整に係る事項

- ① 日時
運送日時、荷積み又は荷卸し開始及び完了時刻、車両の出発時刻又は到着時刻
- ② 荷の内容
荷の品名、数量、重量、荷姿、特性等
- ③ 貨物自動車
使用車種及び台数
- ④ 作業場所
荷積み又は荷卸し場所の地名、荷主の事業場名及び連絡先
- ⑤ 作業場所の環境
車両の通行の可否、作業場の広さ、床面の状態及び屋内外の別、荷置き場の高さ、荷役作業に係る設備の有無、風雨・降雪時における作業の可否など
- ⑥ 積卸し作業の留意点
積卸し作業を荷主と共同で行う場合、作業の分担方法、作業指揮者の選任方法、作業場内での合図・連絡の方法、積卸し作業指揮者の氏名及び作業者の人数など
- ⑦ 使用機械設備
積卸し作業に必要となるフォークリフト等の荷役運搬機械や、手押し車等の用具について、荷主又は陸運事業者いずれの所有によるものを使用するか、また、その種類、形式、能力、使用数及び点検整備状況、さらに荷役運搬機械の運転者の所属及び氏名など
- ⑧ 墜落防止用設備
作業床、手すり、柵、防網等墜落・転落防止等の設備の荷主先での設置の有無。無の場合、それに替わる代替措置の提示等
- ⑨ 付随する資格の要否
フォークリフト、クレーン等については、法定要件に応じて、免許、技能講習修了等の資格又は特別教育実施。また、はい作業主任者の選任を要するときはその資格、酸素欠乏危険場所に該当する場合には、酸素欠乏危険作業主任者の資格。

(別添) (別添2)

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()
積 荷	品 名		
	(危険・有害性)	有・無 ()	
	数量		
	総重量	kg (kg/個)	
	積付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()	
積 込 作 業	作業の分担	取 卸 作 業	作業の分担
	作業者数		作業者数
	使用荷役機械		使用荷役機械
	有・無		有・無
免許資格等		免許資格等	
1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
<u>その他特記事項</u> ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。			

はい作業主任者技能講習会（会場を姫路に変更します）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成24年10月17日（水） 9時～17時（座学講習）
	2日目	平成24年10月18日（木） 9時～18時（座学講習、修了試験）
講習会場	（社）兵庫県トラック協会 西部研修センター 2階会議室 姫路市中地字村東26-1 兵庫県トラック協会西播支部 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	無 料 (陸災防兵庫県支部負担)	6,500円 (内消費税5% 309円)
非 会 員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

4. 申込要領

（1） 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時(12時～13時は除く)。

(2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(3) 予約受付及び申込書受付期間

平成24年9月10日(月)～平成24年10月9日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

5. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

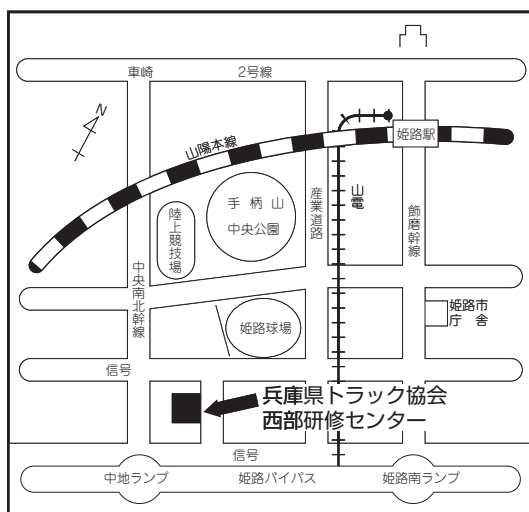
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。(原則、追試験は、講習会当日の合格発表後、実施します。)

はい作業主任者技能講習会〈姫路〉会場案内

(社)兵庫県トラック協会 西部研修センター



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を
東へ100m、信号を左折。

姫路市中地字村東26-1

兵庫県トラック協会西播支部

公共の交通機関をご利用下さい。

お車の場合、会場に付属するトラック協会西播支部の駐車場は協会来客者のためのものですので、講習受講者の方は、駐車は御遠慮下さい。

手柄山中央公園または姫路球場付近の駐車場
(有料：1回200円)をご利用下さい。

はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			都道府県 本籍
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

証 明 書	
受講者氏名 _____ 印	
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
事業者名 _____	
事業者 _____ 印	
書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

フォークリフト運転技能講習会（31時間講習） （学科会場を神戸港湾教育訓練協会に変更します）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

1. 講習日時・会場

学科	講習日	平成24年11月10日(土) 8時30分～ 8時15分受付 ※駐車不可
実技	講習日	平成24年11月11日(日) 8時～ 11月17日(土) 8時～ 7時45分受付 11月18日(日) 8時～ ※駐車可
会場	会場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-3-3

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計	受講資格
兵ト協会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5 cm、横2.5 cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時(12時～13時は除く)。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成24年10月1日(月)～平成24年10月30日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員(50名)に達ししだい締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

学科講習日：受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服(長そで：運転の際は長そでで行います)・カッパ(雨天の場合でも実施致します)

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

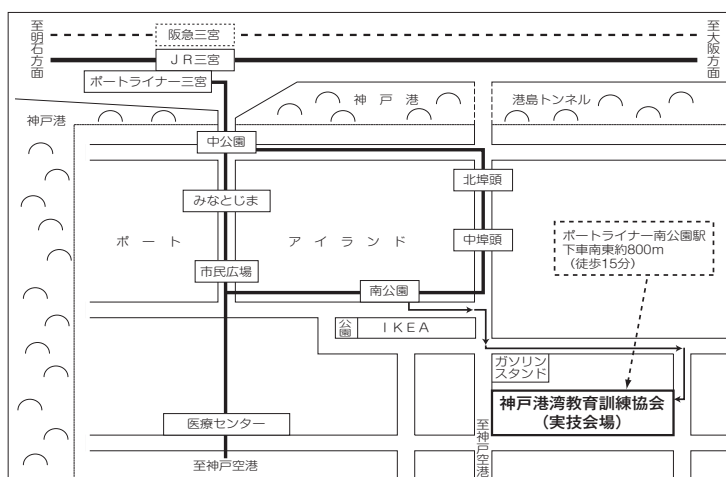
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。(原則、追試験は、講習会学科、実技それぞれの当日に、実施します。)

学 科 ・ 実 技 会 場 神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな			性別	修了証 番 号	※		
氏 名			男 ・ 女				
生 年 月 日		年 月 日生		交付年月日	※		
現 住 所 (修了証に載ります)		〒			本 籍	都 道 府 県	
		電 話 (携帯電話)					
勤務先	所在地	〒					
	名 称	電 話 F A X					
所持する自動車 運 転 免 許 証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし)			免許証番号			
	2. 大 型			取得年月日			
	3. 中 型			年 月 日			
4. 普 通			発行者				
5. 大型特殊(カタピラ限定付)			公安委員会				
(注)所持する免許に○を付けて下さい							
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。				平成 年 月 日			
				受講者氏名 ㊞			
書替・再交付年月日		※ 年 月 日					

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成24年度 労働安全衛生法に係る技能講習 実施計画表（予定）

兵庫労働局長登録教習機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

○ フォークリフト運転技能講習〔兵労基安登録第12号〕（各回4日間 定員 50人／回）

31時間講習（4日間）、11時間講習（2日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 2 回	11 月	10 日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		11 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	
		17 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		18 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		
第 3 回	平 25 3 月	9 日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	兵ト協 研修会館
		10 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		16 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		17 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		

◆ はい作業主任者技能講習〔兵労基安登録第14号〕（各回2日間）

実施時期				講習科目（時間）	定員	種類	実施場所
第2回	10月	17日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	50	学科	兵ト協 西部研修 センター （姫路市）
		18日（木）	9:00～17:50				
第3回	H25 2月	20日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	100	学科	兵ト協 研修会館 （神戸市）
		21日（木）	9:00～17:50				

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成24年 7 月末現在）

（単位：円／リットル）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	95.20	96.90	109.69	100.90
出 光	93.93	102.30	104.50	103.00
J エ ナ ジ ー	93.50			
コ ス モ	94.30	98.40	105.00	104.00
昭 和 シ ェ ル	96.50			98.50
モ ー ビ ル	92.28		110.00	
エ ッ ソ	94.80	96.50		105.00
そ の 他	96.22	98.01	101.61	103.43
総 計	94.92	98.58	105.67	102.51
24 ／ 6	全国平均	調査なし	106.72	108.55
	近畿平均		107.80	107.94

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成23年 8 月	103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年 9 月	99.94	104.05	111.64	110.72
平成23年10月	97.47	100.19	108.98	108.47
平成23年11月	96.40	99.26	106.54	107.57
平成23年12月	100.42	101.34	108.06	107.26
平成24年 1 月	100.61	101.83	109.32	108.53
平成24年 2 月	100.18	103.39	110.08	110.32
平成24年 3 月	103.11	103.91	110.52	110.72
平成24年 4 月	111.12	112.22	119.45	117.59
平成24年 5 月	109.40	113.49	120.24	117.83
平成24年 6 月	104.07	108.91	116.37	112.34
平成24年 7 月	98.02	102.11	110.08	108.79
平成24年 8 月	94.92	98.58	105.67	102.51
年 間 平 均	101.46	104.28	111.48	110.39

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
24.7.31	西宮	一般	鈴木運送(株)	鈴 木 善 雄	〒662-0934 西宮市西宮浜2丁目6番地の3 TEL 0798-33-1561 FAX 0798-33-5815
8.20	東部	一般	三幸自動車(株)	中 川 廣 志	〒674-0093 明石市二見町南二16-6 TEL 078-949-3501 FAX 078-949-3502

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
24.7.27	但馬	一般	(株) カ ネ モ ト	金 本 鐘 民
8.8	西播	一般	フ ジ テ ッ ク 物 流 (株)	井 田 正 勝
8.20	東神戸	一般	港 島 陸 運 (株)	小 山 純
8.20	神戸中央	一般 利用	東 洋 陸 運 (株)	小 山 豊
8.20	東播	一般	(株) ロ ジ テ ム ・ イ ワ キ	岩 城 一 郎

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
	154	営業所新設 (一般)	吉 田 海 運(株) (利用)	(一般)・(利用) 〒672-8022 姫路市白浜町宇佐崎南2-58 TEL 079-240-5005 FAX 079-240-5006
24.7.23	32	代表者	阪神デーリー運輸(株) 岡 井 廣 吉	田 形 均
7.25	115	代表者 (2名)	川 崎 運 送(株) 川 崎 智 聖	川 崎 智 聖・川 崎 和 代
7.25	115	代表者 (2名)	川崎ヘビーカーゴ(株) 川 崎 智 聖	川 崎 智 聖・川 崎 理 恵
7.26	西播	代表者	播磨西エナジック(株) 椎 名 忠 聡	齊 藤 隆
8.1	46	代表者	豊 栄 輸 送(株) 林 義 勝	大 西 勝
8.1	168	代表者	坂 口 運 送(有) 坂 口 隆 志	坂 口 拓 也

* * *

兵ト協ニュース8月号会員だより「退会届」に誤りがあり、会員の皆様にご迷惑をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

支 部	(会社名) 正	(会社名) 誤
西 播	石原商会	(株)石原商会

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募期間

平成24年9月1日（土）～平成25年8月31日（土）必着。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙裏に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■採用者

（社）兵庫県トラック協会

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行
E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
3	交付金運営委員会	神戸市勤労会館 4F 405号室	9・11	自動車関係団体連絡会	自動車会館
6	兵青協「役員・ブロック長会議」	兵 ト 協	12	ダンプ部会情報交換会	兵 ト 協
7	重量・鉄鋼部会「正副会長・監事合同会議」	神戸市勤労会館 408号室		交通安全県民大会	兵庫県公館 大会議室
8	平成24年度第1回運行管理者試験事前講習会	兵庫県農業館	13	コンプライアンス小委員会	六甲道勤労 市民センター
	第16回経営改善委員会	全 ト 協		平成23年度国土交通白書説明会	運輸局
9	KTS 正副会長会議	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	18	グリーン経営講習会	㈱奈良県 トラック協会
19	兵青協「バーベキュー大会」	ブリッジテラス 大		引越部会分科委員会	全 ト 協
20	全ト協常任理事会	第一ホテル 京	21	秋の全国交通安全運動	
21	兵ト協総務委員会	兵 ト 協		平成24年度兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会	パレス神戸
	常任理事会・理事会合同会議	センタープラザ西館 6階9号室	23	秋の交通安全フェア 2012	サンシャイン ワーフ神戸
22	近ト協幹事会	大阪弥生会館 3階「高砂」	24	近プロ適正化事業指導員研修・連絡会	ホテル阪神 (大阪市福島区)
23	全ト協第46回広報委員会	全 ト 協	28	交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭	生田神社
	三木会	兵庫陸運部	30	全国フォークリフト運転競技大会	埼玉県トラック 総合教育センター
	神戸市自動車公害対策推進連絡会	神戸市役所 3号館2F		交通事故死ゼロを目指す日	
25	第31回近畿フォークリフト運転競技大会	滋賀 「クレフィール湖東」		第27回全国フォークリフト運転競技大会	埼玉県トラック 総合教育センター
26	平成24年度第1回運行管理者試験	神戸 ファッションマート		－ 10月の予定 －	
31	西日本地域青年経営者研修交流会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	10・1	平成24年度(第63回)全国労働衛生週間	
	－ 9月の予定 －		7	トラックの日のイベント	ハーバーランド 高浜岸壁
9・1	全国物流青年経営者中央研修会近畿ブロック大会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	17	はい作業主任者技能講習(1日目)	兵 ト 協 西部研修センター
4	協会荷物配送事業者選定会	兵 ト 協	18	はい作業主任者技能講習(2日目)	兵 ト 協 西部研修センター
5	兵庫県大気環境保全連絡協議会第2回幹事会	神戸市教育会館 4F404会議室		第17回全国トラック運送事業者大会	浜松市
	近プロ適正化事業部課長会議	HOPINN (尼崎市)	23	整備管理者選任後研修	兵庫県 農業会館
	平成24年度交通関係環境保全優良事業者等表彰式	大 阪 歴 史 博 物 館	26	第22回五ブロック女性経営者交流会	あわら温泉
6	適正化事業指導員全国研修「専門研修」	全 ト 協	27	全国トラックドライバーコンテスト	ひたちなか市
	全ト協「第8回利用運送・積合部会」	「主会場」プラザエフ 東京都千代田区	28	近畿府県合同防災訓練	神戸空港島他
7	陸災防特定事業場担当指導員研修会	女性職業支援センター (東京都)	31	整備管理者選任後研修	ジュビター ホール
	交通事故調査研究報告会	兵庫県警察本部 本館21F大会議室			